

# 航海情報記録装置（VDR）の性能基準に関する事項

## 改正規則

安全設備規則

## 改正事項

航海情報記録装置（VDR）の性能基準に関する事項

## 改正理由

SOLAS 条約第 V 章第 20 規則においては、事故等の原因解明調査のため、船舶の航行時の情報を記録、保存する航海情報記録装置(VDR)の設置が要求されている。

しかしながら、当該装置の記録媒体が船体に固定されているため、沈没の際に深海からの回収が困難であることや、近年、設置が強制化された電子海図情報表示装置（ECDIS）、船舶自動識別装置（AIS）等からの入力データ項目が明確になっていないことから、IMO において当該装置の性能基準の改正が検討されていた。その結果、2012 年 5 月に開催された IMO 第 90 回海上安全委員会（MSC90）において、航海情報記録装置の最終記録媒体の構成及び記録項目等の要件を改める性能基準の一部改正が決議 MSC.333(90)として採択された。

今般、決議 MSC.333(90)に基づき、関連規定を改めた。

## 改正内容

- (1) 最終記録媒体として、自動浮揚型記録媒体及び長時間記録媒体の設置要件を追加した。
- (2) 最終記録媒体への情報記録時間を改めた。
- (3) 航海情報記録装置の記録項目に、電子海図情報表示装置、船舶自動識別装置等の情報を追加した。